

総 税 市 第 6 1 号
令和 7 年 6 月 13 日

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

ふるさと納税に係る指定制度の適正な運用について

今般、下記のとおり地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第6項及び第314条の7第6項の規定に基づき、地方団体の指定が取消しとなる事案が2件発生しました。

ふるさと納税指定制度下においては、申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて、地方税法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準（以下「各指定基準」という。）に適合する必要があります。

今回発生した2つの事案を踏まえ、

- ・ 食品の産地名の適正な表示の確保のため、食品返礼品提供事業者との契約において、「食品の産地名を適正に表示する旨の規定」及び「必要と認めるときは、調査（実地調査を含む。）を行うことができる旨の規定」を設ける必要があること、また、これらの規定に基づき、産地名の適正な表示が行われていないことが疑われる場合等には速やかに実地調査等を行う必要があること
- ・ 支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、返礼品等の調達に要する費用に該当し、返礼割合3割以下基準（地方税法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号）の算定に反映されるものであること、また、返礼品等を提供する地方団体は、その理由如何にかかわらず当該基準を満たすことが必要であり、物価上昇に伴う調達費用の変動が理由であってもこの例外とはならず、指定の取消しの事由となることの2点については、改めて留意していただくようお願いいたします。

総務省としては、今後も、各指定基準に適合しない事案に対しては、指定の取消しを含め、厳正に対処することとしていますので、各地方団体においては、指定基準の内容を正しく理解するとともに、寄附の募集に係る事務の一部又は全部を外部事業者へ委託している場合であっても、各指定基準に適合しなくなったと認められたときは指定取消しとなり得るものであるため、地方団体自らがその内容の確認を十分に行うなど適切に対応していただくようお願いいたします。

特に、自団体における各指定基準への適合性に疑義が生じた場合には、速やかに当該返礼品等の取扱いを停止する等の措置を講じた上で、「ふるさと納税に係る指定制度

の運用について」(令和6年6月28日付け総税市第67号)及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」(令和6年7月16日付け総税市第71号)の確認や総務省への照会を行う等、適切な対応をお願いいたします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

(事案の概要)

【事案1】

取消対象団体は、他県産及び同県内他市産等のシャインマスカットを提供しており、これらの返礼品等は地場産品基準(平成31年総務省告示第179号第5条)のいずれにも該当しない。<地場産品基準違反>

加えて、取消対象団体は、令和6年10月1日以降、上記返礼品等を取り扱う者との契約に募集適正基準(平成31年総務省告示第179号第2条)第3号イに掲げる規定を設けず、また、当該者が返礼品等の産地を偽装していることを知ったにもかかわらず、同号ロに掲げる実地調査等を速やかに行わなかった。<募集適正基準違反>

【事案2】

取消対象団体は、返礼品等として当該団体産の米(以下「返礼品米」という。)を提供していたが、取消対象団体が平成30年度から交付していた奨励金は、返礼品米を出荷する米農家のみを対象としており、また、返礼品米の出荷数量に応じて交付金額が定められるものであること等から、当該奨励金は、実質的に返礼品米の調達のために支出されたものと認められる。

当該奨励金は返礼品等の調達に要する費用に当たり、当該奨励金と返礼品米の買取り費用との合算額は、寄附金の額の3割を超過していた。<返礼割合3割以下基準違反>

参照条文等

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（寄附金税額控除）

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

四及び五 略

3～14 略

○ 平成三十一年総務省告示第百七十九号（抄）

（募集の適正な実施に係る基準）

第二条 略

一及び二 略

三 地方団体が返礼品等として提供する食品を取り扱う者による当該食品の産地名の適正な表示を確保するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じていること。

イ 当該者との契約において、次に掲げる規定を設けること。

(1) 当該者において、当該食品の産地名を適正に表示する旨の規定

(2) 当該地方団体が必要と認めるときは、当該者に対し調査（実地調査を含む。）を行うことができる旨の規定

ロ イに掲げる契約の規定に基づき、定期的に必要な調査等を行うとともに、当該者において当該食品の産地名の適正な表示が行われていないことが疑われる場合又は当該食品について第五条に定める基準に適合しないおそれがある場合には、速やかに実地調査等を行うこと。

（返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法）

第四条 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号の規定により総務大臣が定める返礼品等の調達に要する費用の額の算定は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 返礼品等の調達に要する費用の額とは、個別の返礼品等の調達のために、地方団体が現に支出した額とし、支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含むものとする。

二 略

(法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号の総務大臣が定める基準)

第五条 略

一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

二～九 略

○ ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて(令和6年7月16日付け総税市第71号)(抄)

問9の2 告示第2条第3号に規定する「必要な措置を講じている」に該当するためには、具体的にどのような措置を講じていることが必要なのか。

○ 少なくとも、告示第2条第3号に掲げる事項及び「ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について」(令和5年総税市第119号)を踏まえ、以下の措置を講じていることが必要である。(地方団体が、地元農家から当該農家が生産した農産物を直接調達する場合など、およそ産地名の不適正表示が生じえないと考えられるものについては、必ずしもこの限りではない。)

- ・ 食品返礼品取扱事業者との契約に際しては、当該事業者が適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備しているかについて、過去の取引実績などを踏まえ、審査を厳正に行うこと。

- ・ 食品返礼品取扱事業者との契約後も、当該契約に基づく産地名の適正な表示を確保するため、定期的に事業者に対し必要な調査・確認などを行うとともに、特に、食品返礼品の産地名の適正な表示が行われていないこと又は地場産品基準に適合しないことが疑われる場合(過去の取引実績を大幅に超過するなど)には、速やかに実地調査などを行うこと。

そのため、食品返礼品取扱事業者との契約においては、そのような対応を円滑に実施するために必要と考えられる次のような内容を盛り込むこと。

① 事業者が食品返礼品の産地名を適正に表示する旨の規定

② 地方団体が必要と認めるときは、事業者に対し調査(実地調査を含む。)を行うことができる旨の規定及び事業者が当該調査に応じる義務に係る規定

③ 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をする義務に係る規定

④ 業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合の取引中止等の対応に係る規定や契約不履行時の違約金及び損害賠償に係る規定

○ 地方団体において上記の措置を講ずることなく、食品返礼品取扱事業者が食品返礼品の産地名の表示を偽った場合は、法第37条の2第6項及び第314条の7第6項の規定により、指定の取消し対象となり得るものであることに留意すること。

問15 「支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合」（告示第4条第1号）に該当するような具体例はどのようなものか。

○ 例えば、調達費用とは別に「送料」（実費として支払われた分を除く。）や「サービス向上費」等の名目で、返礼品取扱事業者に対して支払いが行われ、当該経費が実質的に返礼品等を調達するための費用に充当されることによって、調達費用の名目で支払われた額のみによって調達する場合よりも多くの数量の返礼品等の調達が行われる場合等が該当する。

○ ふるさと納税制度の適正な運用について（令和6年9月26日付け総税市第95号）（抄）

3. 返礼割合3割以下基準について

返礼品等の調達に要する費用については、法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号において、「都道府県等が個別の…返礼品等の調達に要する費用の額…が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること」と規定されており、個別の返礼品等ごとにこれを満たす必要があります。

返礼品等を提供する地方団体は、その理由如何にかかわらず当該基準を満たすことが必要であり、物価上昇に伴う調達費用の変動が理由であってもこの例外とはならず、指定の取消し事由となります。

このため、各地方団体におかれては、返礼品等の調達費用の変動に応じて、返礼品等の数量の調整や必要寄附金額の変更等の措置を講ずる必要があることから、次期指定対象期間において、適正な管理を徹底いただくようお願いします。